

氏名又は
名 称 _____ 殿

加算税の基礎となる税額の計算明細書(相続税) 次葉の1

あなたに通知した _____ 年分相続税の _____ 通知書及び加算税の賦課決定通知書(通知用)のうち「国外財産調書
又は財産債務調書に係る控除又は加算」欄の「加算税の基礎となる税額」は、この計算明細書により計算しています。

		G 5%控除額に対応する部分の額(注4)	H Gが適用される国外財産又は財産に係るもの以外の事実のみに基づいて更正決定等があったとした場合の額	I 5%加算額に対応する部分の額(注5)	J G及びIが適用される国外財産又は財産に係るもの以外の事実のみに基づいて更正決定等があったとした場合の額	K 10%加算額に対応する部分の額(注6)	L G、I及びKが適用される国外財産又は財産に係るもの以外の事実のみに基づいて更正決定等があったとした場合の額
課税価格等の計算 (各人の合計)	取得財産の価額(注7) ①	※ 円	/	※ 円	/	※ 円	/
	債務控除額 ②	/	/	/	/	/	/
	純資産価額に加算される 暦年課税分の贈与財産価額 ③	※	/	※	/	※	/
	課税価格(①-②+③) ④	/	円 ,000	/	円 ,000	/	円 ,000
	相続税の総額 ⑤	/	00	/	00	/	00
あなたの課税価格等の計算	取得財産の価額(注7) ⑥	/	/	/	/	/	/
	債務控除額 ⑦	/	/	/	/	/	/
	純資産価額に加算される 暦年課税分の贈与財産価額 ⑧	/	/	/	/	/	/
	課税価格(⑥-⑦+⑧) ⑨	/	円 ,000	/	円 ,000	/	円 ,000
	相続税額 ⑩	/	/	/	/	/	/
	法第18条の規定による加算額 ⑪	/	/	/	/	/	/
	税額控除額 ⑫	/	/	/	/	/	/
	差引税額 ⑬	/	/	/	/	/	/
	相続時精算課税分の贈与税額控除額 ⑭	/	00	/	00	/	00
	医療法人持分税額控除額 ⑮	/	/	/	/	/	/
⑬-⑭-⑮ ⑯	/	ホ	/	ヘ	/	ト	
増差税額 ⑰	(⑩-⑯) 円 00	(⑫-⑮) 円 00	(⑭-⑯) 円 00	(⑫-⑮) 円 00	(⑭-⑯) 円 00	(⑫-⑮) 円 00	
加算税の基礎となる税額 ⑱	(注) 4 国外財産調書等に係る5%控除額分 1万円未満の端数切捨て 円 0,000	/	(注) 5 国外財産調書に係る5%加算額分 1万円未満の端数切捨て 円 0,000	/	(注) 6 国外財産調書に係る10%加算額分 1万円未満の端数切捨て 円 0,000	/	

(注) 4 国外財産調書に記載がある国外財産又は財産債務調書に記載がある財産に係る部分の額をいいます。
5 国外財産調書が提出期限内に提出されない場合又は国外財産調書に記載がない場合等の国外財産に係る部分(6に該当するものを除きます。)の額をいいます。
6 国外財産調書が提出期限内に提出されない場合又は国外財産調書に記載がない場合等の国外財産のうち、国外財産調書に記載すべき国外財産の取得等に
係る書類等の提示等の求めに応じずその提出等をしなかった部分の額をいいます。
7 「取得財産の価額」には、「相続時精算課税適用財産の価額」を含みます。
8 上記計算明細(次葉の1)中の「※」の付いた各欄には、当該通知の対象者がその財産等を取得等したかどうかにかかわらず、5%控除額、5%加算額
又は10%加算額に対応する部分の額をそれぞれ記載しています。
9 「(⑩-⑯)」とあるのは、隠蔽又は仮装部分の額(「加算税の基礎となる税額の計算明細書(相続税)」のC欄)がない場合には「(⑱-⑳)」として計算し
ています。